

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「国立感染症研究所戸山庁舎の管理・運營業務請負契約」については、下記のとおり契約を締結いたしました。

記

1. 契約の相手方の住所、名称及び代表者氏名

住 所：東京都新宿区西新宿6-14-1
名 称：東京ビジネスサービス株式会社
代表者氏名：代表取締役 野島 信明

2. 契約金額

388,800,000円（税込）

3. 当該公共サービスの内容

(1) 公共サービスの内容

(ア) 設備機器等の維持管理業務

a 業務の概要

国立感染症研究所戸山庁舎に設置された電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、昇降機設備及び通信防災設備の点検、整備、運転監視並びにその他設備機器の維持管理に必要な業務を行うものとする。

b 業務の仕様

仕様書のとおり。

(イ) 警備保安、受付業務

a 業務の概要

国立感染症研究所戸山庁舎に係る警備業務、職員や来訪者等の対応業務等、秩序維持及び安全保持に努め行政の円滑な運営に必要な業務を行うものとする。

b 業務の仕様

仕様書のとおり。

4. 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

本業務を通して、安全かつ適切な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務の円滑な実施を可能とすること。

① 対応サービス・施設快適性の確保

国立感染症研究所戸山庁舎が職員及び来庁者に対して実施するアンケートにおいて、有効回答のうち、「満足」「ほぼ満足」の回答が75%以上の評価を得ること。

② 業務継続の確保

本業務の不備に起因した国立感染症研究所戸山庁舎における行政に中断がないこと。

(0回)

③ 安全性の確保

本業務の不備に起因した国立感染症研究所戸山庁舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。(0回)

④ 環境への配慮

本業務遂行にあたって温室効果ガスの削減等環境への配慮に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いように配慮すること。

平成30年度から平成32年度の年間基準排出量は8,022(t-CO₂)である。

(2) 各業務において確保すべき水準

各業務における確保すべき水準は、仕様書に定める内容とする。

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施にあたっては、次の観点から事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上(包括的な質の向上、効率化)とコスト削減に努めるものとする。

① 本業務の実施全般に対する提案

民間事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法を示すとともに、確保すべき水準が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

民間事業者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

(4) 業務改善策の提出

民間事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、国立感染症研究所の承認を得なければならない。なお、民間事業者は、改善策の作成及び実施にあたり、国立感染症研究所に対して必要な助言、協力を求めることができる。

① 報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかとなり、国立感染症研究所が業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。

② 国立感染症研究所が、本業務のモニタリング(質疑応答)を随時行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、民間事業者にこれを求めた場合。

5. 実施期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日(3年間)

6. 事業者が、国立感染症研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

(1) 統括管理責任者

民間事業者は、国立感染症研究所に対する報告及び調整、各業務事業者(入札参加グループで参加する場合は、各企業)への指示及び関係者との調整等の管理・運営業務を円滑に実施するための業務(以下「統括管理業務」という。)を実施する。

① 民間事業者は、統括管理業務を実施するにあたり、統括責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。また、統括管理責任者

が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。

- ② 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
- ③ 施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて実行すること。
- ④ 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(2) 副統括責任者

- ① 統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- ② 副統括管理責任者は、統括管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。
- ③ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わる。

(3) 報告等

① 業務従事者名簿等の提出

- (ア) 民間事業者は、本業務開始日までに統括責任者等を選任し、管理体制を書面にて国立感染症研究所に提出すること。
- (イ) 民間事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うにあたり必要な資格を有する者の名簿を国立感染症研究所に提出すること。
- (ウ) 民間事業者は、警備保安業務、施設管理業務に従事する者の配置予定表を監督職員に届け出ること。

② 事業計画書の作成と提出

民間事業者は、各年度の本業務開始日10日前までに年度毎の管理・運営業務計画書を作成し、国立感染症研究所に提出すること。

③ 業務報告書の作成と提出

- (ア) 民間事業者は、業務の内容に応じて、国立感染症研究所の指定する周期において業務報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- (イ) 民間事業者は、万一、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、直ちに監督職員に報告すること。

(4) 国立感染症研究所による調査への協力

国立感染症研究所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、または民間事業者の事務所（または業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、

若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国立感染症研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が公共サービス改革法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(5) 指示

国立感染症研究所は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条に基づき、民間事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(6) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国立感染症研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのた

めの必要な措置を講じなければならない。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用がある。

（7）個人情報の取り扱い

① 基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得する時は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③ 利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

民間事業者は、施設管理責任者の指示または承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理責任者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤ 事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに施設管理責任者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥ 管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦ 業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（8）業務の引継ぎ

① 現行の事業者からの引継ぎ

（ア）国立感染症研究所長は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

② 本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

（ア）国立感染症研究所長は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者及び本業務を新たに実施することとなる民間事業者に対して必要な措置を講ずるとと

もに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、本業務を新たに実施することとなる民間事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

(9) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国立感染症研究所の承認を得なければならない。

② 公正な取り扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金銭等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国立感染症研究所の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務の対象施設において、国立感染症研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は国立感染症研究所以外の者との契約(国立感染症研究所との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

- (イ)総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止とする。
- (ウ)契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則として契約額の2分の1未満の範囲とする。
- (エ)民間事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項(再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法)を明らかにした上で、国立感染症研究所に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (オ)民間事業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託に係る変更承認申請書を国立感染症研究所に提出し、その承認を受けなければならない。
- (カ)民間事業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を国立感染症研究所に提出し、承認を受けなければならない。
- (キ)民間事業者は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を国立感染症研究所に届けなければならない。
- (ク)民間事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法)を明らかにした上で、国立感染症研究所の承認を得なければならない。
- (ケ)民間事業者は、上記(エ)から(ク)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。
- (コ)上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国立感染症研究所の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。また、民間事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。
- (サ)民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑫ 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑬ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国立感染症研究所の承認を得て、残存する参加事業者が協同連帯して当該参加事業者の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び国立感染症研究所の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了させるものとする。

⑭ 契約解除

国立感染症研究所は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア)公共サービス改革法第22条第1項に該当するとき。

(イ)暴力団の業務を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ)暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

(ア)上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、国立感染症研究所は民間事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる金額を支払う。

(イ)この場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として国立感染症研究所の指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ)国立感染症研究所は、事業者が上記(イ)の規定による金額を国立感染症研究所の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ)国立感染症研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(オ)民間事業者は、上記項目にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により、民間事業者が行う本業務の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、国立感染症研究所と協議する。

⑯ 契約内容の変更

国立感染症研究所及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の承諾を受けるとともに、公共サービス改革法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑰ 設備更新の際における事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑱ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国立感染症研究所が協議するものとする。

⑲ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国立感染症研究所以外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

7. 民間事業者が本業務を実施するにあたり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

(1)国立感染症研究所が、当該第三者に対する賠償を行ったときは、国立感染症研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国立感染症研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、国立感染症研究所が自らの責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2)民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国立感染症研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は国立感染症研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8. 落札事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札事業者が行う業務は、設備機器等の維持管理業務及び警備保安、受付業務である。

これらの実施体制については、業務全体を統括する統括主任を柱に各業務主任を配置することにより指揮命令系統を一元化し、全業務一体となった安定した事業体制を構築し、公共サービスの質の向上等を図るものとする。

9. お問い合わせ先

国立感染症研究所総務部会計課契約係

電話番号 03-4582-2637